

政 令

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

昭和四十二年三月一日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

政令第二十四号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二十三条及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条の七第二項中「一等海佐」を「海将補」に改める。

第二十二條の三中「海将補」を「海将」に改める。

第二十八條の十第一項中「二等空佐」を「空将補」に改める。

第三十一条中「航空集団司令官」の下に「教育航空集団司令」を加える。

第三十四条の表海上自衛隊第三術科学校の項中「千葉県東葛飾郡沼南村」を「千葉県東葛飾郡沼南町」に改める。

第三十九条の表位置の欄中「佐賀県神埼郡三田川村」を「佐賀県神埼郡三田川町」に改める。

第四十条の表位置の欄中「埼玉県入間郡武蔵町」を「入間市」に改める。

別表第七板妻駐とん地の項の次に次の一項を加える。

春日井駐とん地 春日井市

別表第七小野駐とん地の項中「小野駐とん地」を「松山駐とん地」に改める。

別表第八入間基地の項中「埼玉県入間郡武蔵町」を「入間市」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第七の改正規定中春日井駐とん地に係る部分は、昭和四十二年三月十日から施行する。

内閣総理大臣 佐藤 栄作

最高裁判所規則

○最高裁判所規則第三号

地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和四十二年三月一日 最高裁判所

地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則の一部を改正する規則

地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一表横浜地方裁判所川崎支部の権限の欄中「乙号」を「甲号」に改める。

附 則

1 この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に横浜地方裁判所及び横浜家庭裁判所において取扱中の事件に関する事務は、当該裁判所において取り扱う。

最高裁判所長官 横田 正俊

府 令

○総理府令第十一号

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条第二項の規定に基づき、内閣及び総理府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する総理府令の一部を改正する総理府令を次のように定める。

昭和四十二年三月一日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

内閣及び総理府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する総理府令の一部を改正する総理府令

内閣及び総理府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する総理府令（昭和三十六年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号を次のように改める。

二 内閣及び総理府の委託する試験、研究及び調査（以下「試験研究等」という。）のため必要を印刷物、写真、フィルム、映写用器材若しくは機械、装置、工具、器具及び備品（以下「機械器具等」という。）又は補助金の交付の对象となる試験研究等のため必要な機械器具等を当該試験研究等を行なう者に貸し付けること。

第三条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 日本原子力研究所、原子燃料公社、理化学研究所及び日本原子力給送事業団に対し、機械器具等を試験研究等の用に供するため貸し付けること。

第五条及び第六条第一項第一号中「維持、修理及び返納」を「維持、修理、改造及び返納」に改める。

第六条第一項第八号中「火災」を「災害」に改め、同号を第九号とし、同項第七号を第八号とし、同項第六号を第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 貸付物品は改造しないこと。ただし、試験研究等の内容によりこれらの物品の改造を特に必要とするときは、借受人は次に掲げる事項を記載した改造申請書を部局長に提出し、その承認を受けなければならない。

（一）申請者の氏名又は名称及び住所

（二）改造しようとする物品の品名及び数量

（三）使用目的

（四）改造の内容及び改造を必要とする理由

（五）その他参考となる事項

第十二条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第六十八条第四項の規定に基づき、同項に規定する核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料が収去されるとき。

附 則
この府令は、公布の日から施行する。

省 令

○大蔵省令第五号

物品税法施行令（昭和三十七年政令第九十九号）別表第三の規定に基づき、物品税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十二年三月一日

大蔵大臣 水田三喜男

物品税法施行規則の一部を改正する省令
物品税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第七の免税購入資格者欄1中「放送局」の下に「及びこれに時事映画を供給する映画の製作者」を加え、同欄8中「新聞社」の下に「及びこれにニュース等を供給する通信社」を加え、同欄9中「水資源開発公団」を「水資源開発公団」に改め、同欄12中（身体障害者手帳）の下に「又は視覚障害者特別優待法（昭和三十八年法律第六十八号）第四条第一項（視覚障害者手帳の交付）を、

「身体障害者手帳」の下に「又は聴覚障害者手帳」を、「交付を受けている者」の下に（聴覚障害者手帳の交付を受けている者）にあつては、下肢又は体幹の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二各項目又は同法別表第一号表ノ三第一款から第三款までに該当する者に限る。）を加える。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

○農林省令第四号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第七条第二項の規定を実施するため、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十二年三月一日

農林大臣 倉石 忠雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三号様式を次のように改める。

第三号様式

(表)

IMPORT CERTIFICATE

Import Permit No. _____
 Date of Issue: _____

This is to certify that the undermentioned obtained the permit under Article 7 paragraph 1 of the Plant Quarantine Law.
 In case the following articles are shipped, two of this certificate shall without fail be attached to each container thereof.

Item: _____
 Quantity: _____
 Name and Address of the person who obtained the permit: _____
 Name and Address of the shipper: _____

Remarks: 1. The import is permitted only during the period from _____ to _____.
 2. The package shall be shipped by the Plant Protection Station stated on the reverse to the consignee after the inspection by the said Station.

MINISTRY OF AGRICULTURE AND FORESTRY

2 1
 附 則
 この省令は、公布の日から施行する。
 この省令の施行前に交付した植物防疫法施行規則第七条第二項の書面は、この省令による改正後の同項で定める書面の様式によるものとみなす。

16センチメートル

(裏)

SUB-STATION

DESTINATION: _____
 BRANCH _____

PLANT PROTECTION STATION
MINISTRY OF AGRICULTURE AND FORESTRY, JAPAN.

あて先: _____
 支 所
 植物防疫所 出張所

Remark: The content of this package is a designated import-prohibited article under the Plant Quarantine Law. Therefore, it is requested to send the package to the Plant Protection Station stated above.

注 意: この包装物は、植物防疫法に定める輸入禁止品ですから、上記の植物防疫所あて送付願います。

告 示

○公正取引委員会告示第九号
 当委員会は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十条第一項の規定に基づきマーガリンの表示に関する公正競争規約を認定したので、同条第四項の規定に基づき次のとおり告示する。

公正取引委員会委員長 北島 武雄

- 一 昭和四十二年二月二十二日に、日本マーガリン工業会の申請に係るマーガリンの表示に関する公正競争規約を認定した。
- 二 公正競争規約に係る事業の種類 マーガリンの製造業および販売業
- 三 公正競争規約の内容 別記
- 四 認定の理由 マーガリンの製造業および販売業における表示の実態ならびに公正競争規約の内容を検討した結果、当該公正競争規約は、不当景品類及び不当表示防止法第十条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。
- 五 認定に対する不服申立ての方法 この認定に不服があるものは、不当景品類及び不当表示防止法第十条第六項および不当景品類及び不当表示防止法第十条の規定による公正競争規約の認定の申請等に関する規則（昭和三十七年公正取引委員会規則第四号）第三条で定めるところにより、この告示の日から三十日以内に、当委員会に対し、不服の申立てをすることがある。なお、この部分の告示は、昭和四十二年（現約）第一号マーガリンの表示に関する公正競争規約の認定「P」である。

別記
 日本マーガリン工業会は、マーガリンの表示に関する事項について、この公正競争規約を設定する。

マーガリンの表示に関する公正競争規約

- (目的)
 第一条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法第十条第一項の規定に基づき、マーガリンの取引について行なう表示に関する事項を定めることにより、マーガリン業における不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。
- (定義)
 第二条 この規約で「マーガリン」とは、精製した動植物油脂又はこれらの混合物に水等を加えて乳化し、急冷し、ねり合せてつくられた食品をいう。
 第三条 この規約で「事業者」とは、マーガリンを製造し、又は販売し、若しくは輸入して販売する事業者をいう。
- (輸入マーガリン)
 第四条 輸入マーガリンに関する第四条（第二条及び第三条を除く。）及び第五条の規定の適用については、これらの規定に準じて別に定めることができる。
- (必要な表示事項)
 第五条 事業者は、マーガリンの容器又は包装に次に掲げる事項を、第一号及び第四号については、それぞれ当該各号に掲げる基準に従い、邦文で外部から明瞭に見易い方法により表示しなければならない。
- (1) マーガリン
 イ 内容重量100グラム以上の角形マーガリンの容器又は包装（カートン、包紙、包箱等）にあつては、上面にその表面積の15分の1以上の大きさで表示すること。
 ロ 内容重量100グラム未満の角形マーガリンの容器又は包装にあつては、上面にその容器又は包装に表示される他の最も大きい文字以上の大きさで表示すること。
 ハ その他の容器又は包装（カップ、罐等）にあつては、ロに準じて表示すること。